

茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者応募者説明会 質疑応答一覧

No	質問内容	回答
1	募集要項3頁7(2)指定管理料の額について、最低賃金の上昇等を考慮したとあるが、昨日、最低賃金の上昇のニュースが流れた。この額を算出したときにどのくらいの上昇率等を考慮して算出したものか。	賃金の上昇率については、過去数年分の最低賃金上昇率を考慮して指定管理料を積算しています。
2	募集要項3頁7(7) 施設等の修繕費の負担区分について、「10万円を超える修繕については、市と協議を行うこととします。」とあるが、以前の募集要項では「10万円以上の修繕は、事前に市の予算に基づき協議・検討すること」となっていたが、考え方には変更はないという理解でよいか。	御見込みの通りです。
3	募集要項6頁8(7) 提案を求める事項アには3(2) 市民活動の支援及び推進に関する業務について、イには3(3) 多様な主体との連携に関する業務について、管理運営の基準ではアが3(1)、イが3(2)となっている。	募集要項6頁8(7) 提案を求める事項アを3(1) 市民活動の支援及び推進に関する業務について、イを3(2) 多様な主体との連携に関する業務についてに訂正をお願いします。
4	募集要項11頁16 リスク分担に対する方針の表中、リスクの種類で、以前は「税制変更」の項目があったが、今回は削除されている。	法令等変更の項目に包含されています。
5	管理運営の基準1頁3 市民活動の支援等に関する業務内容及び水準に(1)から(3)まであり、(1)と(2)は募集要項6頁(7)提案を求める事項となっている。(3)は提案を求める事項ではないという理解でよいか。	御見込みの通りです。
6	管理運営の基準1頁3 市民活動の支援等に関する業務内容及び水準(1)及び(2)の中に必要に応じて市民活動の場に赴きとあるが、この表現であると、無理なら行かなくてもよいのかと考えてしまったが、考えを伺いたい。	ここでいう「必要に応じて」とは、サポートセンターという施設内での支援にとどまらず、市民活動の場に積極的に赴き、支援及び推進を行ってほしいという趣旨です。
7	管理運営の基準2頁3(2)に、「他自治体など」との記載はあるが、茅ヶ崎市の記載はない。茅ヶ崎市の各課は含まれないのか。含まれるのであれば、市民自治推進課が庁内の他課とつなぐという事に変更はないか。	記載はありませんが、茅ヶ崎市の各課も含まれます。また、市民自治推進課の業務は従来どおりで変更はありません。
8	団体活動のDX化への支援について、指定管理者がすべて対応するのか。他の団体を紹介することを支援として考えてよいか。	他の団体や専門家を紹介することや、月に何回か専門家を呼んで相談窓口を設けるなどの様々な方法が考えられます。指定管理者が専門性を持った職員を雇わなければならないということではありません。
9	団体活動のDX化への支援のイメージとしては、申請がデジタル化になってできなくなってしまったことへの対応や、会計処理がもう少しうまくできないかなどへの支援というイメージでよいか。	デジタル化への対応支援のイメージが近いです。相談内容をしっかりと聴いて、専門家や他の団体につなげるなどフォローをしてもらいたいです。特にデジタル化が進んでいない団体への支援をお願いします。

10	建物が老朽化しており、修繕が増えると他の事業に影響が出てしまう。修繕の際に思わぬ事態があったときには、市と協議をして望ましい方法を考えていくという理解でよいか。	修繕の内容にもよりますが、従来のとおり協議の対象となります。
11	今回の予算は、専門性を持った人材を育成したり集めたりするということが前提となっていると思う。そのような考えに至った背景は何か。	施設の特性上、人件費が大きな部分を占めています。支援をする人の人材育成や専門性の観点を踏まえて、積算しています。